



## 完成しました！ 「意思決定支援を踏まえた 後見事務のガイドライン」



このガイドラインは、どんな経緯で作成されたの？  
また、どんな位置づけのものなの？



約1年半かけて  
完成したよ！



基本計画や専門家会議では、後見人は、できる限り本人の意思を尊重して後見事務を行う必要があると指摘されていました。  
これを受けて、最高裁、厚生労働省及び専門職団体（日本弁護士連合会、成年後見センター・リーガルサポート、日本社会福祉士会）から成るワーキンググループにおいて、このガイドラインを作成しました。作成の過程では、当事者団体に対するヒアリングも実施しました。  
ガイドラインに拘束力はなく、全国一律の基準を示したものではありません。しかし、今後、後見人が意思決定支援を踏まえた後見事務を行う上で参考にされることが期待されます。

どんな内容なの？

専門職後見人はもとより、親族後見人や市民後見人を含め、広く後見人等に選任された方において、意思決定支援を踏まえた後見事務や、代行決定を行う際のプロセスを示したものです。

ガイドラインの全体像を把握するには、まずは、「基本的な考え方」や「チャート」を見てみてください。



ガイドラインには、実践で使えるアセスメントシートの書式や記載例も添付されています！

一読しただけでは  
難しそう…。  
公表後、後見人向けの  
研修は予定されて  
いるの？



今年度以降、厚労省において、約2年間かけて、主に専門職後見人を対象者として、研修が実施される予定です。

専門職団体でも、内部での研修が検討されています。

ガイドライン・添付資料一式は「後見ポータルサイト」の「資料・ビデオ」に掲載しているので、ぜひ一読してね～

